

利用権設定における賃借料のお知らせ

令和5年1月から令和5年12月までに締結（公告）された賃借権における賃借料水準（10a 当たり）は、以下のとおりとなっております。

この賃借料情報はあくまで目安です。貸し手と借り手が十分に話し合い、お互いが納得できる額で設定してください。

また、使用賃借権（年貢なし）の筆数も掲載しています。

情報



1 田(水稻)の部

〔単位：円〕

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	賃貸借筆数	使用賃借筆数
峰山町	5,400	11,300	2,000	23	456
大宮町	9,400	19,800	4,800	16	1,203
網野町	10,300	13,000	6,500	38	8
丹後町	5,700	10,000	5,000	93	8
弥栄町	8,800	9,000	3,200	33	613
久美浜町	4,900	17,600	1,500	284	318
(参考)京丹後市平均	5,900			487	2,606

2 畑の部（国営農地含）

〔単位：円〕

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	賃貸借筆数	使用賃借筆数
峰山町	11,000	12,000	10,000	4	2
大宮町	10,000	10,000	10,000	16	24
網野町	13,700	20,000	6,500	33	5
丹後町	5,000	5,000	5,000	6	1
弥栄町	11,800	15,000	10,000	182	22
久美浜町	21,300	25,000	9,500	69	31
(参考)京丹後市平均	14,000			310	85

※ 令和5年中に締結（公告）された賃借権・使用賃借権を基にした情報です。
令和5年より前に締結されている筆は、賃借期間中であっても含まれていません。

※ 農業委員会では、相対契約で終期を迎える利用権の設定に係る終期通知書を耕作者に送付しています。
 お手元に通知書が届きましたら、ご確認いただき必要な手続きをお願いします。